

第3章 分野別人権施策の推進

1. 部落問題

2002（平成14）年3月に「地対財特法」が失効し、特別対策としての同和対策事業は終了することとなりました。

同和問題解決に向けたこれまでの取り組みにより、生活環境については大幅に改善され、また地区内の物的な基盤整備についても概ね終了し、地区内外の格差は大きく改善されてきました。また、部落問題に対する理解や認識も深まっています。しかしながら、一部の住民の意識の中には誤った知識による潜在的な差別意識や偏見が依然として根強く存在しているのも事実です。また、インターネットのもつ利便性や匿名性を悪用した差別的な書き込みや差別落書き・差別投書などの差別事象が全国的に後を絶ちません。

こうした現状から、今後も引き続き教育・啓発活動を軸とした取組みを進めます。

ア、教育・啓発の推進

部落問題に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、これまで取り組んできた人権（同和）教育や啓発活動の成果と課題を踏まえ、あらゆる機会と多様な媒体を活用して教育・啓発を進めます。

また、指導者の育成に努めるとともに、参加体験型学習やフィールドワーク等の手法を活用した研修会や講演会の開催など効果的な教育・啓発の推進に努めます。

さらに、差別落書きやインターネット上への差別書き込み、「えせ同和行為」など、部落問題の解決を妨げるような行為に対して、関係機関・団体と連携協力してその対応に取り組めます。

イ、自立と自己実現を支援するための取組み

住民の自主的な活動や、自立と自己実現を図るための取組みを支援します。

住民の自立に向けた教育や就労、生活等の課題については、個々の実情に応じたきめ細かな相談活動や支援に努めます。

ウ、住民が一体となったコミュニティの促進

住民が互いに理解し合い協力して自らのまちづくりを進めていくことは、部落問題の解決に向けて不可欠なことです。特に、総合センターは、地域社会全体のなかでの福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域のニーズを的確に捉え、生活上の各種相談事業、社会福祉等に関する総合的な活動を進めるとともに、人権問題についての理解を深めるための事業や住民の交流を促進し、周辺地域と一体となったコミュニティづくりの場として活用します。

2. 女性

男性・女性が、ともに社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、等しく喜びも責任も分かちあい、その能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

本町では、男女共同参画社会の実現に向け、国内外や県の取組みと呼応しながら啓

発や各種の講座開催、情報提供、相談業務等の取り組みを推進しています。

しかしながら、依然として人々の意識や行動、社会の慣習・慣行のなかには、女性に対する差別や偏見、例えば「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、女性が人権の侵害や不利益を被ったり、十分な活躍ができなかったりする現状があります。特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、その防止や被害者支援等の取り組みが必要です。

また、「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）意識は、女性の社会的な自立を拒んできたばかりでなく、男性にとっても生活面での自立や地域活動への参加を妨げるとともに、「男性の生き方」をも規定してきました。

こうしたことから、固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識に基づく慣習や慣行を見つめ直し、個人としての尊厳が重んじられ、家庭、職場、学校、地域、その他あらゆる分野で男女が対等の立場で生きられる社会づくりを進めることが重要です。

さらに、女性問題は、他の人権問題と複雑に絡み合っている場合が多いことから、それぞれの人権が保障され、経済的、社会的に自立できるよう、女性のエンパワーメント（自らの意識や能力を向上させ、政治的、経済的、社会的、文化的に力を備えた存在になること）を支援するとともに、男女間の参画の機会の格差をなくすための積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）を進める必要があります。

ア、男女の人権の確立と意識の高揚

あらかしテレビや講演会、講座、広報誌など、さまざまなメディアや機会を活用して、男女の人権を確立するための意識の高揚に努めます。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、高齢者や児童への虐待などあらゆる暴力をなくすため、関係団体・機関との連携の強化、相談窓口の充実等、被害の防止や被害者支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進に努めます。

イ、男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりの個性を育み、可能性を狭めることのないようにするため、地域や職場において古い道徳観に基づく偏見などからくる慣習・社会通念等を男女共同参画の視点から自主的な点検・見直しを促進します。

ウ、政策・方針決定への女性の参画の推進

女性が町づくりなどの政策・方針決定の場に参画できるよう、審議会・委員会などへの女性の社会参画推進に努めます。

また、町の女性職員の管理職への登用を推進するとともに、企業や地域団体等においても経営・方針決定の場への女性の参画が促進されるよう取り組みを進めます。

エ、男女が共に働きやすく、家庭や地域生活と両立できる環境づくりの推進

女性のエンパワーメントを促進し、積極的な社会参画を図るとともに、働く意欲や能力を十分生かすことができるよう、働く場での男女共同参画の推進に努めます。

また、子育て後の再就職や能力開発を希望するなど、あらゆる分野での女性のチャレンジを支援するよう、県をはじめ関係機関との連携を進めます。

さらに、男女が仕事と家庭生活、地域生活を両立することができるよう、条件整備と啓発を推進するとともに、男女がともに豊かな地域生活を送れるよう、生涯学習、ボランティア活動等への参加を支援します。

オ、生涯を通じた心身の健康づくりの推進

性に関する正しい知識を習得し、生命の尊重や互いの性の尊重に基づいた性教育を推進します。

また、女性の身体的特性を尊重し、女性がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各ライフステージに応じた健康づくり体制の整備に努めます。

カ、男女共同参画による福祉のまちづくりの推進

ひとり親家庭や高齢者、障がい者等の援護を必要とする人の生活面での自立を支援します。

また、看護や介護に男女が共に参画できるような講座等の開催や人材の育成を促進します。

3. 子ども

すべての子どもが差別や権利の侵害を受けないよう「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重と保護に向けて取り組むとともに子どもを育てやすいまちづくりの推進を図ります。

少子化や核家族化の進行により、家庭の教育力の低下や地域での人間関係の希薄化など子どもが育つ環境は悪化しており、子どもをめぐるさまざまな問題が起きています。

いじめは近年大きな問題となっていますが、今なお、いじめの存在に目をつぶったり、いじめられる側にも問題があるとする風潮が残っており、子どもたちの生命を大切にする心、他者の権利を尊重する心を育てることが大切です。また、子どもの日常生活に深くかかわっている教職員の資質の向上や保護者に対する子育て支援を行うことも必要です。

児童虐待については、近年の相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、虐待を受けた子どもについては、適切な保護とともに、家庭復帰の促進、アフターケアに向けた取り組みの強化が必要です。そのため本町においては、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、高田中央こども家庭相談センターをはじめとして町内の関係機関が連携し、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の早期発見や未然防止、再発防止のための体制整備に努めています。

さらに、性的感情を著しく刺激したりするおそれのある有害図書や情報（書籍、雑誌、ビデオ、DVD等）、インターネットの有害サイト、児童買春、覚せい剤等薬物乱用など、子どもを取り巻く社会環境はますます悪化しています。このような環境から子どもを守る気運を全町的に盛り上げるとともに、「次世代育成支援行動計画」（2010（平成21）年3月策定）とも連動して、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域、関係機関・団体の連携を強化します。

ア、子どもの権利の尊重

子どもを権利の主体として尊重し、子どものもっている権利が人間の普遍の権利であることを周知するため、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員・保育士等に対する研修の強化・充実に努めます。

学校、保育所（園）、幼稚園においては、人権尊重の精神の育成に取り組み、一人ひとりの権利を大切にし、それぞれの違い、個性を尊重する学校、保育所（園）、幼稚園づくりに努めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

イ、いじめ問題等への取り組み

いじめや不登校等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、学校、保育所（園）、幼稚園及び関係機関・団体との連携を図り、その予防や解決に取り組みます。

また、家庭や地域、その他関係機関・団体との連携を図り、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

ウ、健全育成に向けての取り組み

子どもは、家庭や学校、保育所（園）、幼稚園のみならず、地域での多様な人とのふれあいのなかで健やかに成長するものです。親をはじめすべてのおとなが、子どもの人権についての意識を高め、正しく理解するよう広報・啓発活動の推進に努めます。また、覚せい剤等薬物乱用防止の取り組みや児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための映像、広告物等の取り締まりなどの各種の取り組みを学校、保育所（園）、幼稚園、家庭、地域、関係機関・団体との連携を図りながら進めます。さらに、子どもたちが地域行事やボランティア活動をはじめ、文化活動やスポーツ活動などの企画や運営に主体的に参加し活動できるような場づくりに努めます。

エ、教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、自己確立、子育てに対する支援を図るため大淀町適応教室を中心としてスクールカウンセラーの配置や適応指導など教育相談体制の充実に努めるとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導に努めます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実に努めます。

オ、人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取り組みの成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた教育の推進に努めます。

また、保育所（園）、幼稚園においては、人権尊重の視点に立った保育・教育が実践できるよう、研修や自主的研究活動を通じて職員の資質と能力の向上を図り、多様な保育・教育ニーズに対応できるよう保育・教育内容の充実に努めます。さらに、「障がい」のある子どもの権利を保障するため、障がい児保育・教育の充実に努めます。

力、児童虐待防止対策の充実

虐待の発生防止、未然防止、早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、学校、保育所（園）、幼稚園、医療機関、保健所、地域等の関係機関との情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援に努めます。

また、虐待を受けた子どもが自ら気軽に相談できるように相談窓口の周知を図るとともに、適切なカウンセリングや治療に向けた支援を行います。虐待を行った親に対しては、適切な指導・支援により育児不安や孤独化、育児ノイローゼを解消し家族の養育機能が再生・強化されるよう努めます。さらに、虐待の発生を未然に防止するため、子育て支援体制や保健事業の充実などを進めるとともに、虐待を許さない社会づくりを進めるための啓発に努めます。

キ、情報社会に参画する態度の育成

有害情報を含んださまざまな情報が氾濫しています。本町としては、情報社会に参画する態度の育成に努め、情報通信ネットワークとの適切な接し方、情報発信に当たっての責任、得た情報の検証の必要性、自分や他の人の権利を守ることを児童生徒が身につけていけるようにします。

4. 高齢者

高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開するとともに、高齢者が社会を支える重要な一員として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送り、社会活動にも積極的に参加するなど、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

日本においては、21世紀半ばには3人に1人が高齢者になると予測されており、着実に超高齢社会へと進んでいます。本町においても、2010（平成22）年1月現在の高齢者人口（65歳以上）は4,798人、高齢化率は23.7%となっており、今後も高齢化が進行していくことが確実となっています。

こうした高齢者の増加に伴い、介護問題が生活の最大の不安要因となっているなか、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する介護保険制度が開始されました。

こうした状況を踏まえ、本町ではすべての高齢者が可能な限り自立した生活を送りながら、介護予防を含む健康増進に向けた活動や生きがい活動が行えるよう「介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策を展開しています。

しかし近年、高齢者に対するいじめ、暴力、遺棄、財産奪取、悪質な商行為等により高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じています。このような状況を防止し、高齢者とその家族を支援していくためには、「地域福祉計画」の理念を踏まえながら、地域社会全体で高齢者の人権に配慮し、高齢者やその家族を支援していく体制づくりや高齢者の権利を擁護する仕組みの充実が重要な課題となっています。

ア、高齢者の人権についての理解と認識の促進

高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改め、高齢者が社会の重要な担い手として主体的に社会参加ができるよう、さまざまな事業を通して啓発活動に努めます。

また、学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する理解や介護・福祉の問題に関する理解を深めるための教育を推進します。

イ、健康づくりの推進

高齢化が一層進むなか、活力ある地域社会を築いていくために、一人ひとりの高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって過ごせる健康づくりを推進していきます。

そのためにも、高齢者が生涯を通じて健康であるよう、生活習慣病などの疾病を可能な限り予防していく取り組みを進めていきます。

さらに、住民一人ひとりの健康づくりを支援するにあたっては、今後も行政のみならず、住民や企業、ボランティア組織などの一層の参画による体制を目指していきます。

ウ、総合的な支援サービスの提供

2000（平成12）年度から介護保険制度が導入され、要援護高齢者に対する在宅サービスや施設サービス提供のあり方が大きく変わりました。

このような状況において、生活支援や介護を必要とする高齢者がよりよい生活水準を維持しながら、可能な限り自立し、住み慣れた地域社会や自宅での生活を送れるよう、高齢者個々の状況やニーズ等を把握しながら、要介護者に対する支援や自立者などへの予防施策を充実させ、要援護者一人ひとりが一体的なサービスを受けられるよう総合的な施策を推進していきます。

また、身近な地域でこれら在宅支援サービスに関する相談や情報提供を受けられるための拠点となる支援センターの充実を図ります。

エ、安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者にとって、やさしく住みやすい居住環境は、外出機会を増やし、生きがいと健康づくりにもつながることから、単に施設等のハードウェア整備におけるバリアフリーという枠組みを超えるユニバーサルデザインの考え方によってまちづくりを進め、高齢者はもちろんのこと、誰もが過ごしやすく利用しやすいまちづくりを目指します。

また、加齢に伴う身体の衰えや独居などの生活条件などからみて、社会的弱者と言える高齢者を火災、自然災害、犯罪などの自然的、社会的危険から守る安心・安全を第一としたまちづくりを住民や関係機関との連携によって進めていきます。

オ、生きがいのある生活と社会参加の推進

これからの長寿社会においては、高齢者が家庭・地域・企業等、社会の各分野で豊かな経験と知識、技能を活かしながら、生きがいをもって充実した生活や社会参加を果たすことができるよう生涯学習や交流の一環として積極的に学び、スポーツに親しみ、創作活動等を行い、さらにその成果を地域やさまざまな活動に還元できるシステムづくりを進めていきます。

また、将来にわたる高齢者人口の増加からも、高齢期における就労実現のための条件整備を重視し、シルバー人材センター等の関係機関・団体との連携のもとに高齢者

雇用や就業支援、相談の充実に努めます。

力、地域ぐるみで支えるケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、ボランティア団体、自治会、民生・児童委員、福祉団体、地域住民等による高齢者育成支援の充実や相談ネットワークの強化を図り、高齢者の見守りや支援等、身近な地域において住民が相互に支え合う行き届いた地域ケア体制を充実し、住みよいまちづくりを進めていきます。

キ、高齢者の権利擁護の充実

高齢者が健康で生きがいをもち、安心して生涯を過ごすことができる社会をつくるため、そして誰もが必要に応じた福祉サービスを安心して利用できるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の視点に立った相談・支援体制の整備・充実に努めます。

5. 障がい者

障がい者が個人として尊重され、障がいのある人と障がいのない人が、共に理解し合い、共にわかちあう共生社会を築くため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者の自立とあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めます。

障がい者は、さまざまな不平等や偏見、不合理な差別などによって、活動意欲や持っている能力を十分に発揮できないことがあります。そのため、障がい者の問題は、人間の尊厳と幸福を求める権利の平等という「基本的人権」の問題として捉え、住民すべての問題として認識することが重要です。

しかし、障がい者を取り巻く社会環境には、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があり、こうした障壁を除去して障がい者の意欲や能力に応じてさまざまな活動への参加を促進することが必要です。

今後も障がい者が健康で、自立し、生きがいを持って生きていける、平等な社会づくり、住みよい福祉のまちづくりに取り組み、障がい者が一人の人間として尊重され、地域のなかで共に生きる社会づくりを進めなければなりません。

また、学校においては、障がいのある子ども（「学習障がい」（LD）、「注意欠陥多動性障がい」（ADHD）、高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒を含む）の教育的なニーズを把握するとともに、子どもの可能性を最大限に伸ばすために一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進する必要があります。

また、障がいを理解し合い、共に生きる社会の実現に向けて、学校や家庭、地域社会との連携を深めながら、交流教育を進めることが必要です。

ア、障がい者の人権についての理解と認識の促進

知的障がいや精神障がいについての理解の不十分さや、内部障がいや難病等の正しい認識の欠如など、まだまだ理解や認識が進んでいないという現状を踏まえ、障がいに対する正しい理解と障がい者の人権についての認識を深めるため、啓発活動を推進します。

また、学校教育においては、障がい児の個性や個々の教育ニーズに応じた指導内容、

指導方法の工夫などを行い、ふれあいのなかで共に生きていく意識を高めるとともに人権尊重の精神を培っていく機会の拡充に努めます。

イ、健康で安心して暮らせる体制の充実

障がい者が、健康で安心して地域で暮らしていけるようになるためには、保健・医療サービスのさらなる充実が必要となってきます。乳幼児期から中高年齢にいたる継続的かつライフステージに応じた保健サービスやさまざまな障がいに対応した適切な医療サービスの提供体制の充実に努めます。

各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期治療に努め、医療費の公費負担制度の充実を国・県に要望するとともに、町内の医療機関に対して、障がい及び障がい者への理解を求め、障がい者に対する医療サービスの促進を図ります。

さらに、精神障がい者についての施策として、精神障がい者の相談体制を充実させ、地域生活の自立支援及び社会復帰の支援の充実に努めます。

ウ、総合的な支援サービスの提供

2003（平成15）年度から、障がい者の権利擁護の観点から、サービス利用者が提供事業者と契約し、自己選択、自己決定に基づいてサービスを利用する「支援費制度」に変わりました。これにともない、障がい者が住み慣れた地域で、主体的、自立的に暮らしていくためにも日常生活を支援する福祉サービスの充実が必要となってきます。

そのため、日常生活や介護などの支援として必要なサービスが受けられるようホームヘルプサービス、デイサービスなどの各種在宅サービスを充実するとともに、保健医療との連携による多様で効果的なサービスの充実、さらにこれらの在宅サービスの供給機能、総合的な調整機能、障がい者の交流機能をもった拠点施設となる施設の基盤整備に努めます。

エ、安心して暮らせる生活環境の整備

障がい者が、住み、出かけ、ふれあうためには、住環境や公共交通機関、歩行空間のバリアフリー化、さらには、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進し、安全で暮らしよい住居などの物的環境を整備することが重要です。また、こうした情報通信技術の利用機会や活用能力の格差が生じないよう情報のバリアフリー化の推進についても検討します。

さらに、地震など自然災害時は、高齢者や障がい者が非常に危険で不安定な状態に置かれるため、住民・民間企業等の協力のもと、奈良県の「住みよい福祉のまちづくり条例」を基本にした人にやさしいまちづくりによるノーマライゼーションの実現を図るとともにコミュニティを基盤とした平時からの準備と災害時における防災対策の充実を図っていきます。

オ、生きがいのある生活と社会参加の推進

障がい者の生活が向上し、ゆとりや潤いのある生活がおくれるよう文化・スポーツ活動を通しての社会参加や活動を通じての自己実現、達成感を経験するための支援が求められており、住民ボランティアの育成・支援と合わせ、これらの社会参加の促進に努めます。

また、障がいのある人と障がいのない人との交流を促進することにより「共に生きる社会」を目指すとともに、障がい者のより自立した生活の実現に向け、労働や生産活動に従事できるよう住民や事業主の理解と協力により障がい者の雇用や福祉的就労のための環境整備に努めます。

町としても「障がい者就労支援実施計画」を策定し、障がい者就労、職場実習、障がい者施設への支援等により、障がい者の社会参加と自立に向けた積極的な取組みを進めます。

力、共に学び、共に育つ施策の充実

障がい者の自立性や主体性を育むため、障がい者や保護者の自由な選択権を尊重しながら、乳幼児から高齢者にいたるまでの多様な教育・学習ニーズに対応した諸施策に努めます。

障がい児の乳幼児期は、基本的な生活能力の向上を図ることが大変重要な時期であることから、障がい児保育の充実や、地域療育教室の拡充を進めます。また障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を促進し、総合的な療育体制を推進します。

キ、障がい者の権利擁護の充実

判断能力が十分でない人の財産を守り、安心して生涯を過ごすことができるよう地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進します。

6. 外国人

諸外国と日本の正しい相互理解を促進し、国籍や民族を超えた一個人としてお互いを尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に向けた施策を進めます。

近年、国際化の進展にともない多くの外国人が日本を訪れ、また居住することが日常化し、日本は多文化社会となりつつあります。本町には2010年（平成22年）1月1日現在、211名の外国人が在住していますが、その約半数は在日韓国・朝鮮籍の人であり、これらの人々の多くは歴史的経緯や社会的背景によって、第二次世界大戦以前から生活している人々とその子孫です。こういった人々が日本に定住するようになった歴史的経緯を正しく認識し、その社会的状況の理解を深めることが必要です。

また近年、多くの外国人の定住化が進むなか、それぞれの国の文化的・社会的背景による生活習慣等に対する考え方の違いから、地域住民との摩擦、国際結婚による日本人配偶者等との家庭内トラブル、乳幼児保育や学校教育における諸問題など、さまざまな問題が生じています。

このように、めまぐるしく変化する社会経済情勢の潮流のなかで、国際化は急速に進展しています。地域で生活する人、地域を訪れる人が、地域住民とともに豊かに安心して暮らしていくためには、その歴史的・文化的・社会的背景を相互に正しく理解し、多様な文化・風習・価値観等を尊重するとともに、国籍や民族を超えた一人の人間として尊重し合い、すべての人々の人権が保障される多文化共生社会の実現に努めることが大切です。

ア、教育・啓発の推進

県の「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」（1986（昭和61）年6月策定）に沿って、外国人住民教育を推進し、互いの国の生活や文化、歴史などについての理解が深まるよう啓発活動を進めます。また、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人児童生徒が、自らの言語・文化及び歴史を学び、偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

イ、国際理解の推進

住民一人ひとりが、友好と信頼の関係を築き、共に生きる社会の実現を目指して、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際理解教育を推進すると共に、セミナーの開催やITを活用した情報交換の推進などに努めます。

ウ、日本語教育支援活動の推進

日本で居住し、生活する外国人住民にとっては、生活言語としての日本語の習得は極めて重要であることから、町内の民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

具体的には、町内民間団体等が実施している各種講座への支援や充実を図るとともに、学校において日本語教育が必要な児童生徒のための日本語指導教員の配置及び指導資料の作成などに努めます。

エ、生活情報の提供と相談・支援

日本語を習得していない外国人住民は日常生活での不安や不自由を感じています。そのため「外国語版暮らしのガイド」や「外国人応対サポート職員」、「庁舎案内の多言語表記」等の作成など、さまざまな媒体を通して町の各種情報を積極的に発信するとともに、生活全般にわたって外国人住民に対する相談・支援体制の充実に努めます。

オ、就職の機会均等の確保

国内で生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要です。就労の可能な外国人に対して、不当な取り扱いがなされることのないよう事業主などに正しい理解と認識を求めるとともに、関係機関と連携を図り就労の機会均等の確保に努めます。

カ、厚生援護・住宅問題への取り組み

保健・福祉等の制度について、対象となる外国人住民が不利益とならないよう制度の周知徹底を図ります。

また、賃貸住宅等への入居については、単に外国人であるという理由のみで入居が断られたり、制限されたりすることがないよう啓発に努めます。

キ、地域住民や関係機関との協力・連携体制の整備

外国人住民が安心して生活していくためには、地域における日常生活でのかかわりが重要です。このことから、地域住民と外国人住民とが日常的に協力・連携しあえる体制づくりに努めます。

7、プライバシーをめぐる問題

住民一人ひとりが個人情報保護の重要性を認識し、プライバシーの侵害をなくすよう、

啓発を進めるとともに、町の情報セキュリティの強化に取り組みます。

高度情報化社会のめざましい進展により、コンピュータをはじめとする情報機器は大きな利便性をもたらしました。その一方で、自己の意思とは無関係に個人情報的大量に収集蓄積・利用されるという状況があります。

個人情報、一旦誤った取り扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、実際、企業からの顧客名簿等の個人情報が大量に流失するといった事件や個人情報の売買事件が多発しており、個人のプライバシーに関する社会的な不安が高まっています。

人により他の人に知られたくない自分の情報はさまざまであり、個人情報を保護することがプライバシーを保護することにつながります。

本町においては、「個人に関する情報は本来その個人が主体である」との認識のもと、1998（平成10）年3月に「大淀町個人情報保護条例」を制定して、自己に係る個人情報の開示や訂正等を請求する権利（自己情報コントロール権）を保障するとともに、本町の機関及び事業者における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めています。

しかし、本人の知らないところで身元調査が行われたり、個人が不利益を被ったりプライバシーを侵害されるという事態が生じています。また、インターネットが急速に普及しているなか、インターネットの持つ匿名性や利便性を悪用して、他の人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなどの人権にかかわる問題が発生しています。

プライバシーをめぐる人権問題の解決にあたっては、町職員をはじめ住民一人ひとりが個々の人権問題に対して正しい理解と認識を持つとともに、住民が個人情報を自ら管理しコントロールする力を身につけることができるよう啓発を進める必要があります。

ア、大淀町個人情報保護条例の周知

大淀町個人情報保護条例について、周知・啓発を図るとともに、住民一人ひとりがプライバシーについて権利を正しく理解し、お互いのプライバシーが尊重される社会づくりに向け啓発を進めます。

イ、インターネットによる人権侵害に対する取り組み

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会のインターネットステーションの活動を通じて、インターネット掲示板上の差別書き込みに対してより効果的な取り組みの推進に努めます。

ウ、情報セキュリティの確保

「電子自治体」を推進していくうえで、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策は重要な課題であり、技術的な対策とともに、職員研修などを通じ、組織としてより確実に取り組み、セキュリティレベルの向上に取り組みます。

8. さまざまな人権問題

多様化する現代社会にあつては、多くの人権問題が生じています。

ア、エイズ、ハンセン病やその他の感染症では、病気に対する誤った知識や先入観によって、患者・元患者、感染者及び家族は、社会生活から排除されるなどの扱いを受けていることがあります。

イ、アイヌの人々は、民族の違いや歴史的経過あるいは異文化に対する偏見などが原因となって、差別を受けていることがあります。

ウ、刑を終えて出所した人は、さまざまな偏見や差別に直面し、就労等において不安定な地位に置かれています。

エ、犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらには、マスコミの取材・報道による二次被害を受けることなどが社会問題化しています。

オ、科学技術の発達に伴う医療分野での人権問題や日本に帰国した中国残留邦人とその家族の自立支援の問題、性同一性障害をはじめとする多様な性の問題、「婚外子」、「ホームレス」等に対する差別や偏見等、人権に関する問題は多様化しています。

これらの人権問題の解決に当たっては、個々の問題に対して正しい理解と認識をもつとともに、多様な機会を通して正しい情報の提供などに努めます。